

告 示

埼玉県告示第五百四十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）第五条の二第一項及び第五条の三第一項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額を次のように変更し、平成三十一年四月一日から適用する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

次の表の上欄に掲げる告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>平成三十年埼玉県告示第三百八十六号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についての一部を改正する告示。以下「平成三十年告示」という。）</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九四〇円</p>
<p>平成三十年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成三十年四月十日の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十九年埼玉県告示第四百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についての一部を改正する告示。以下「平成二十九年告示」という。）</p>	<p>三、九二〇円</p>	<p>三、九三〇円</p>
<p>平成二十九年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十九年四月十一日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十八年埼玉県告示第四百六十二号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についての一部を改正する告示。以下「平</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九五〇円</p>

<p>成二十八年告示」という。）</p> <p>平成二十八年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十八年四月八日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十七年埼玉県告示第五百八十二号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についての一部を改正する告示。以下「平成二十七年告示」という。）</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九五〇円</p>
<p>平成二十七年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十七年五月二十九日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る平成二十六年埼玉県告示第七百二十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についての一部を改正する告示）</p>	<p>三、九三〇円</p>	<p>三、九四〇円</p>